

公示用

令和 8 年度施行

設計書

業務名 エドウィン・ダン記念館劣化調査他業務

令和8年度単価適用

札幌市南区土木部維持管理課

業務名 エドウィン・ダン記念館劣化調査他業務

一金	総委託費	円
	業務委託費	円
	消費税等相当額	円

1. 業務の概要

本業務は、国登録有形文化財であるエドウィン・ダン記念館（旧北海道庁真駒内種畜場事務所）の現地調査を実施するとともに、過去の保全提案書、調査報告書、改修工事写真等の既存資料を精査した上で、効果的かつ効率的な補強計画を立案し、建築および設備等の保全工事に係る諸条件を整理するものである。

2. 業務期間

契約書に示す着手の日から、令和9年3月26日までとする。

3. 業務の場所

エドウィン・ダン記念館（南区真駒内泉町1丁目）

4. 仕様書

別添のとおり

仕様書

1. 業務の名称

エドウィン・ダン記念館劣化調査他業務

2. 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から、令和9年3月26日までとする

3. 業務の目的

本業務は、国登録有形文化財であるエドウィン・ダン記念館（旧北海道庁真駒内種畜場事務所）の現地調査を実施するとともに、過去の保全提案書、調査報告書、改修工事写真等の既存資料を精査した上で、効果的かつ効率的な補強計画を立案し、建築および設備等の保全工事に係る諸条件を整理することを目的とする。

なお、本業務を進めるにあたっては、当該施設が有する文化財的価値に配慮し、意匠性を損なわないこと、部材を極力傷めないこと、創建当時の部材をできる限り残すこと、可逆的な工法を採用することを前提とした検討を行うこと。

4. 施設概要

(1) 建築概要

施設名称	エドウィン・ダン記念館
所在地	南区真駒内泉町1丁目1-6
施設用途	記念館
総建築面積	287.59 m ²
総延床面積	201.61 m ²
建設年度	1877年（1964年、現位置に移設）
構造・規模	木造平屋建
附属建物概要	なし
その他特記事項	なし

(2) 図面（施設位置図、平面図、立面図）・・・別添のとおり

5. 業務の内容

設計の諸条件整理のため、下記のとおり業務を行うこと。現地での作業にあたっては、施設利用者を妨げることが無いよう配慮すること。

(1) 現地調査

- ・ 事前調査（調査計画、野帳作成含む）
- ・ 外部・内部目視劣化調査（目視可能範囲）
- ・ 図面部材照合

- ・ データ整理報告書作成（調査結果まとめ、写真整理）

(2) 調査結果報告書作成

- ・ 劣化数量算出
- ・ 劣化図作成、CAD化
- ・ 劣化度評価

(3) 補修案作成

(4) 概算工事費算出

(5) 保全改修基本計画

保全改修を想定する以下の事項に関し、改修内容、施工範囲、工法等について確認及び検討の上、諸条件を整理すること。また、当該事項や改修範囲を示した配置図、平面図または立面図等の資料を作成すること。なお、詳細図（矩形図、部分詳細図等）の作成は要しないものとする。

- ・ 保全改修基本方針検討（建築）

外部（屋根修繕、外壁塗装、腐朽箇所取替、建具の補修等）、内部（塗装、腐朽箇所及び劣化部取替）、外構（門柱等）、その他必要な改修

- ・ 保全改修基本方針検討（電気）

各種設備の更新（引込幹線設備、電灯、コンセント、火災報知設備、電気暖房等）、その他必要な改修

- ・ 保全改修基本方針検討（機械設備）

各種設備の更新（暖房設備、給排水衛生設備、消火設備等）、その他必要な改修

- ・ 保全計画見直し計画再策定

(6) 成果報告書作成

(1)～(5)の調査及び検討結果等を取りまとめた報告書を作成すること。

6. 貸与資料

- (1) 平成13年度 真駒内中央公園管理事務所（エドウィン・ダン記念館）施設保全計画提案書
- (2) 平成14年度 エドウィン・ダン記念館文化財改修工事 しゅん工図（建築・電気・衛生設備）
- (3) 平成22年度 エドウィン・ダン記念館調査報告書（管理：南区土木部・指導：札幌市文化財課）
- (4) 令和2年度 エドウィン・ダン記念館補修工事（北・南面外壁）工事写真報告書
- (5) 令和5年度 公園施設長寿命化計画策定に伴う健全度調査チェックシート（建築物）
- (6) 令和6年度 エドウィン・ダン記念館外壁改修工事 他 工事写真綴り

7. 提出成果品

以下の成果品を2部提出すること。

- (1) 報告書 A4版、簡易製本
- (2) 上記の電子データ（図面CADデータはdwg又はdxf形式とする。レイヤー構成等については、業務着手時に担当職員と協議する）

8. 成果品の取扱い

本業務における成果品はすべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾を得ずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

また、成果品に係る著作権は、すべて委託者に属するものとし、委託者が納品後に成果品の加工、引用、公表、出版等を行うことを妨げないものとする。

9. 個人情報取扱注意事項

受託者は、業務実施に当たって、個人情報を取り扱うこととなった場合は、別紙の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

10. その他

- (1) 受託者は、業務の遂行上知りえた秘密を外部に漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、委託者と十分協議を行い、必要な準備、資料の作成、事前の打ち合わせ等、事業の実施を行うこと。なお、本市の求めに応じて打合せ等を確実に行うため、専任の担当者を置くなどして、業務が遅滞することのないようにすること。
- (3) 調査時は安全管理を徹底するとともに、施設を損傷しないよう注意すること。
- (4) 業務履行中に疑義が生じた場合は、委託者と協議し、指示を受けること。
- (5) 業務の履行に関しては、環境に配慮し紙資源やエネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。
- (6) その他、本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議し、指示を受けること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の 절차를定めなければならない。

3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を含め定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第5条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

- 2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 下請契約（再委託）先の名称
 - (2) 下請契約（再委託）する理由
 - (3) 下請契約（再委託）して処理する内容
 - (4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
 - (5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法
- 3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報について、本工事(業務)以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)と受注者(受託者)との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者(委託者)が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の終了時に、本工事(業務)において利用する個人情報について、発注者(委託者)の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者(委託者)に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者(委託者)から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者(受託者)は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者(受託者)は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者(委託者)に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

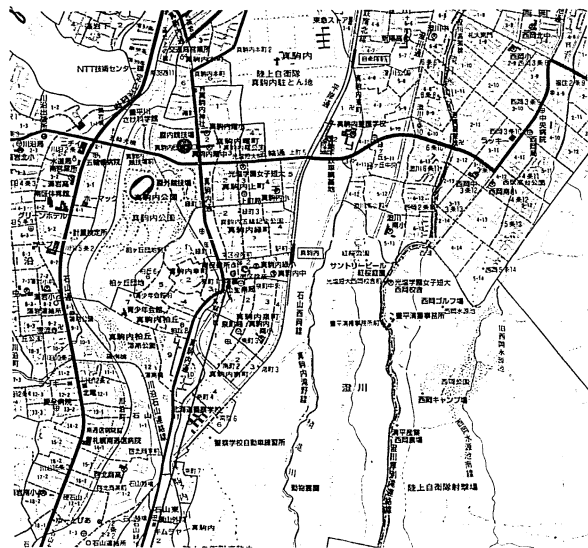
（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

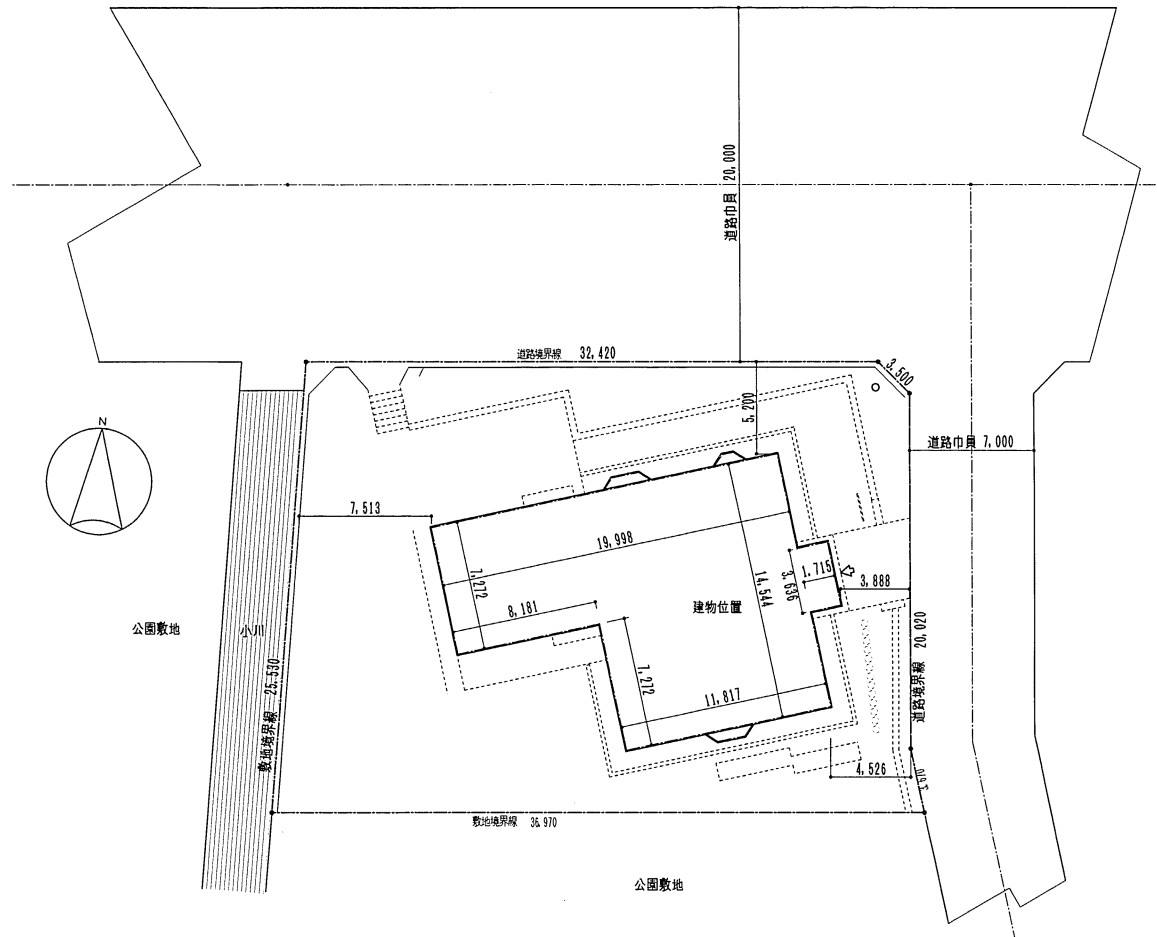
（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。



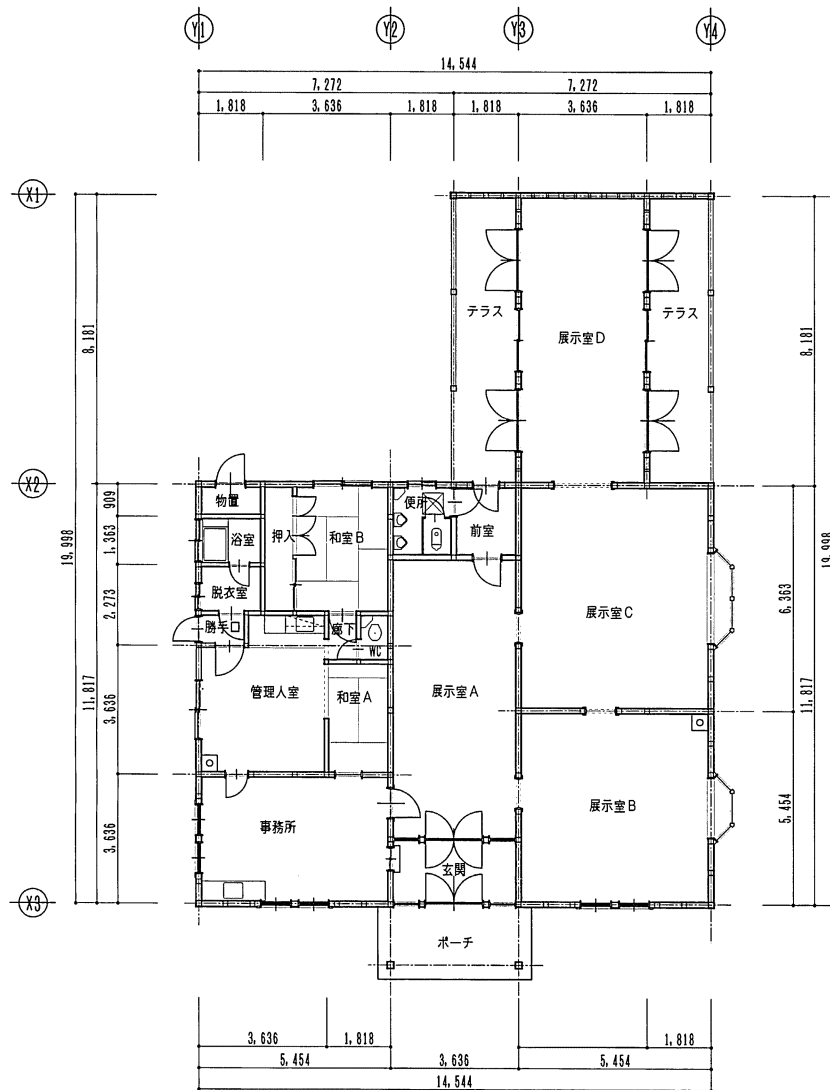
札幌市南区具駒内泉町1丁目6-1
(具駒内中央公園内)

付近見取図



改修後 配置図 1/200

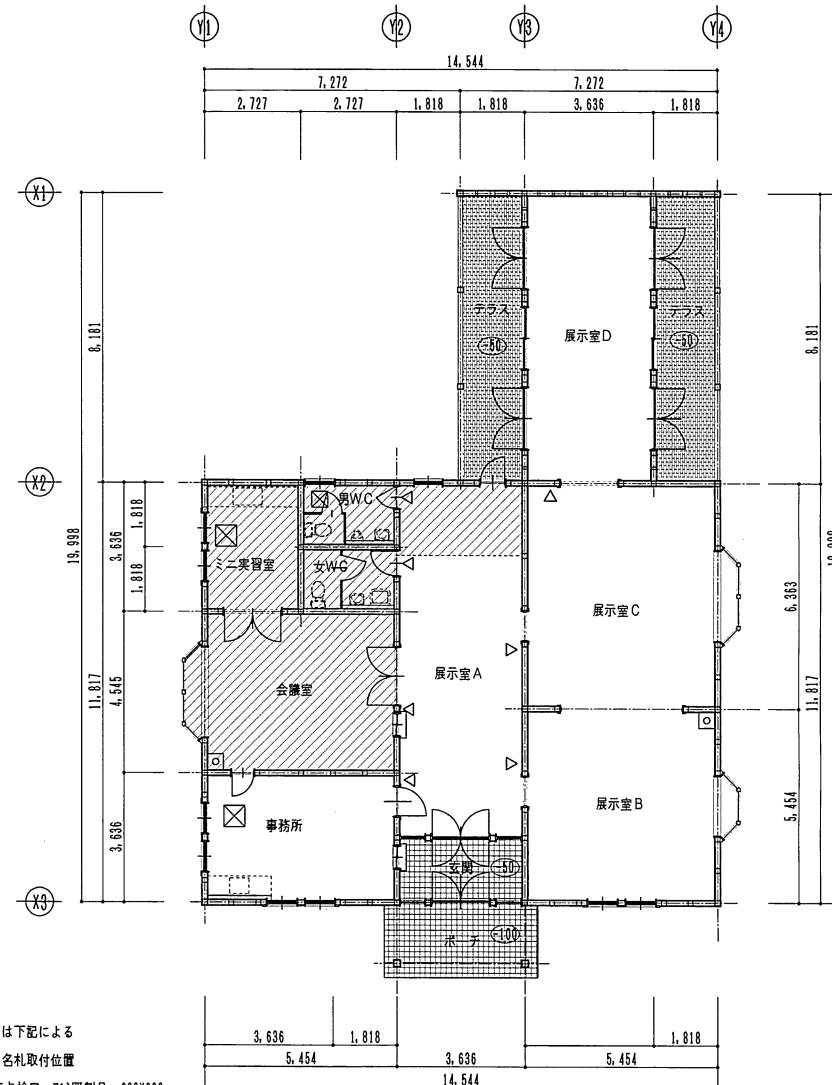
備考	一級建築士事務所 北海道知事登録(石) 第559号 株式会社 勝又建築設計事務所 勝又孝臣 〒060-0006 札幌市中央区北6条西10丁目35番10号 TEL 011-231-2694 FAX 231-2694	一級建築士登録第50362号 担当	日付	工事名 エドウィン・ダン記念館 文化財改修工事	図名 改修後 配置図 付近見取図	縮尺 1/200	図番 竣工図 6
----	--	----------------------	----	-------------------------------	---------------------------	-------------	-------------



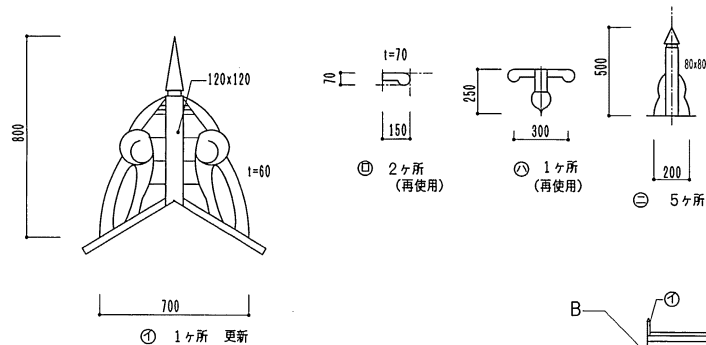
- 凡例 特記なきものは下配による
- △ 室名札取付位置
 - ⊗ 床点検口 7A:既製品 600X600
 - FLより下りを示す



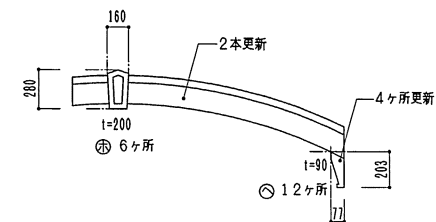
改修後を示す



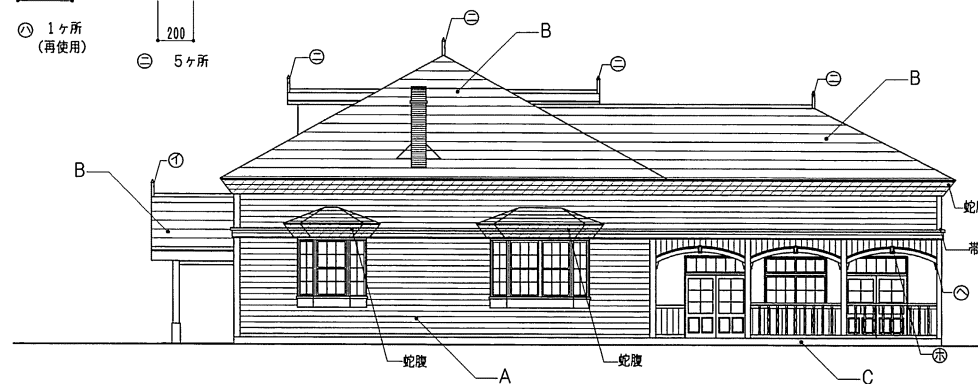
備考	一級建築士事務所 北海道知事登録(印) 第559号 一級建築士登録第50382号 株式会社 勝又建築設計事務所 勝又孝臣 〒060-0006 札幌市中央区北6条西10丁目3-20 電話 011-231-2694 FAX 231-2694	担当	日付	工事名	図名	縮尺	回書
				エドウィン・ダン記念館 文化財改修工事	改修前 改修後 平面図 (1)	1/100	竣工図 10



棟飾り詳細 1/20



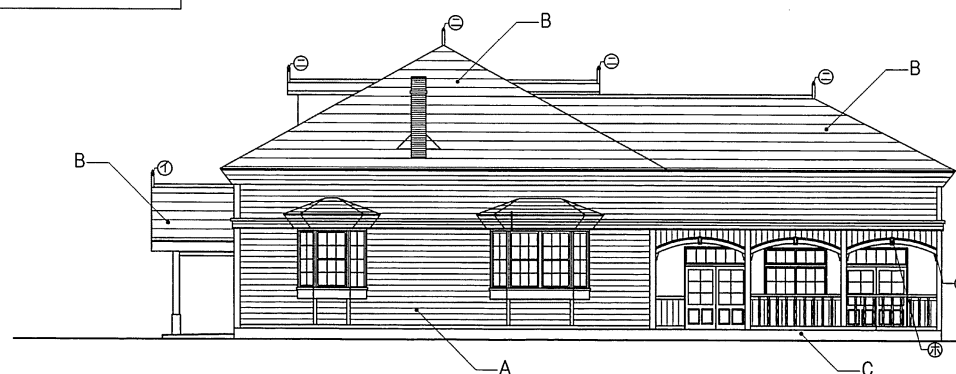
棟飾り詳細 1/20



※ 既設
A-青木下見板 O, P
B-カラー鉄板平葺
C-モルタル金ゴテ
D-レンガ積み煙突

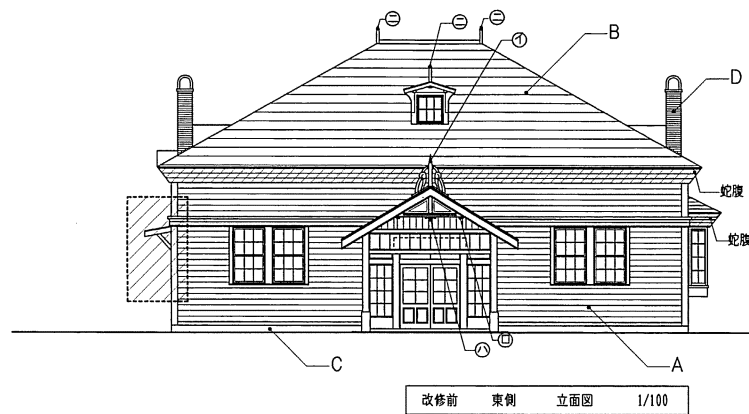
工事内容 (外壁) ※一立面4面共通

既設の青木下見板はすべて解体撤去する。
下地に型枠合板t=12を張り、青木で下見板を更新する。
庇の蛇腹は、ケレン、清掃、補修し OP塗り
出窓2ヶ所は ケレン、清掃、補修し OP塗り 他出窓1ヶ所は、既設に倣い新設する。
方杖を新設し組立てする
帯及び窓枠下部にカラー鉄板製の水切を取り付ける

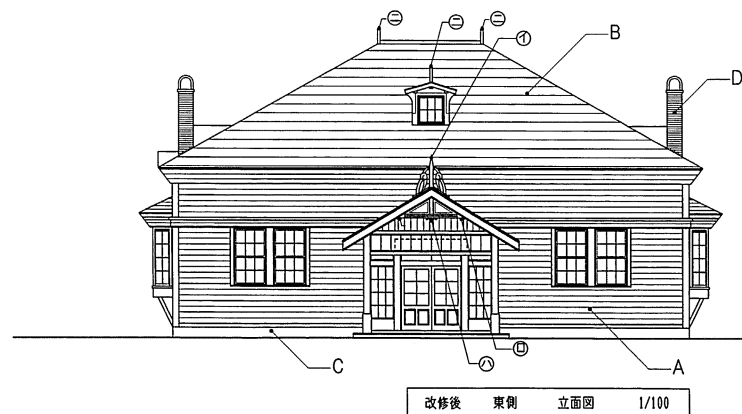
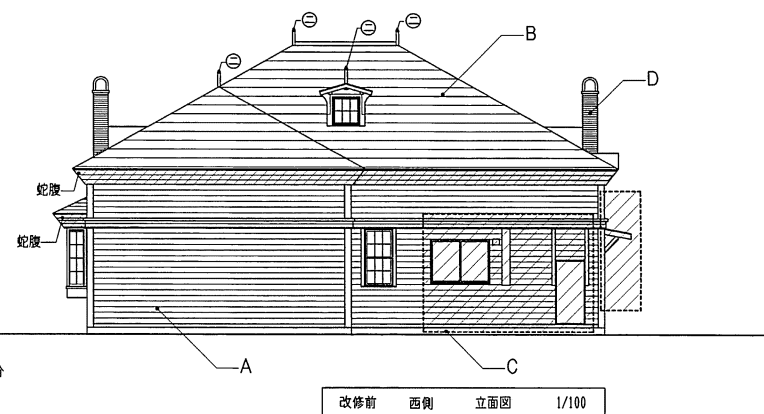
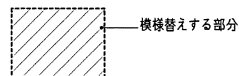


※ 更新
A-青木下見板 O, P
B-カラー鉄板平葺
C-モルタル金ゴテ
D-レンガ積み煙突

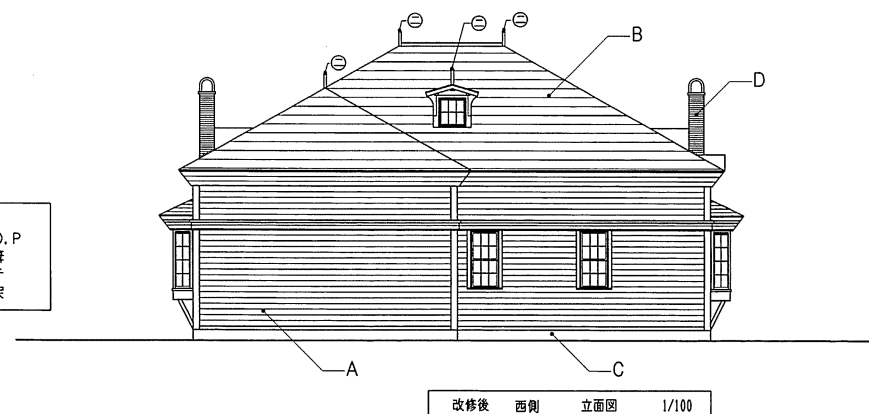
備考	一級建築士事務所 北海道知事登録(石) 第559号 一級建築士登録第50362号 担当	日付	工事名	図名	縮尺	図番
	株式会社 勝又建築設計事務所 勝又孝臣		エドウィン・ダン記念館 文化財改修工事	改修前 立面図 (1)	1/100	竣工図 12
	〒060-0006 札幌市中央区北6条西10丁目3番地 TEL 011-231-2694 FAX 231-2694			改修後		



※ 既設
 A-青木下見板 O, P
 B-カラー鉄板平葺
 C-モルタル金ゴテ
 D-レンガ積み煙突



※ 更新
 A-青木下見板 O, P
 B-カラー鉄板平葺
 C-モルタル金ゴテ
 D-レンガ積み煙突



備考	一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第559号 一級建築士登録第50362号 株式会社 勝又建築設計事務所 勝又孝臣 〒060-0006 札幌市中央区北6条西10丁目3番地2号 TEL 011-231-2694 FAX 231-2694	担当	日付	工事名 エドウィン・ダン記念館 文化財改修工事	図名 改修前 改修後 立面図(2)	縮尺 1/100	図番 竣工図 13
----	---	----	----	-------------------------------	-------------------------	-------------	--------------

委託業務積算書

単位：円

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費	式	1			内訳書1
諸経費	式	1			直接人件費×1.1
小計					
技術料等経費	式	1			(直接人件費+諸経費)×0.15
小計					
特別経費	式	1			内訳書2
小計					
業務委託費	式	1			再計：千円未満切捨
消費税等相当額	式	1			10%
総委託費	式	1			

エドウィン・ダン記念館劣化調査他業務

No.1

直接人件費 内訳書
一金

円也

名称	数量・単位	金額	摘要
1. 建築調査費 1) 事前調査	一式		単価算出調書 1
1. 建築調査費 2) 外部・内部目視劣化調査	一式		単価算出調書 2
1. 建築調査費 3) 図面部材照合	一式		単価算出調書 3
1. 建築調査費 4) データ整理報告書作成	一式		単価算出調書 4
2. 劣化診断費 1) 劣化数量算出	一式		単価算出調書 5
2. 劣化診断費 2) 劣化度評価	一式		単価算出調書 6
2. 劣化診断費 3) 補修案作成	一式		単価算出調書 7
2. 劣化診断費 4) 概算工事費算出	一式		単価算出調書 8
3. 保全改修基本計画 1) 保全改修建築基本方針検討	一式		単価算出調書 9
3. 保全改修基本計画 2) 保全改修電気設備方針検討	一式		単価算出調書 10
3. 保全改修基本計画 3) 保全改修機械設備方針検討	一式		単価算出調書 11
3. 保全改修基本計画 4) 保全計画見直し計画再策定	一式		単価算出調書 12
4. 成果報告書作成	一式		単価算出調書 13
計			

エドウィン・ダン記念館劣化調査他業務

No.2

特別経費 内訳書
一金 円也

名称	数量・単位	金額	摘要
特別経費 1) 調査費	一式		単価算出調書 14
特別経費 2) 旅費交通費	一式		単価算出調書 15
計			

単価算出調書

№	名称	単位	単価	積算の根拠				摘要
				職種	単価×	人員数=	金額	
1	1.建築調査費 1) 事前調査	一式		技師 C		1.0		策定歩掛計算書
				合計				
2	1.建築調査費 2) 外部・内部目視劣化調査	一式		技師 C		3.9		策定歩掛計算書
				合計				
3	1.建築調査費 3) 図面部材照合	一式		技師 C		1.3		策定歩掛計算書
				合計				
4	1.建築調査費 4) データ整理報告書作成	一式		技師 C		1.3		策定歩掛計算書
				合計				
5	2.劣化診断費 1) 劣化数量算出	一式		技師 C		2.9		策定歩掛計算書
				合計				
6	2.劣化診断費 2) 劣化度評価	一式		技師 C		2.7		策定歩掛計算書
				合計				
7	2.劣化診断費 3) 補修案作成	一式		技師 C		3.1		策定歩掛計算書
				合計				
8	2.劣化診断費 4) 概算工事費算出	一式		技師 C		2.1		策定歩掛計算書
				合計				
9	3.保全改修基本計画 1) 保全改修建築基本方針検討	一式		技師 C		6.0		策定歩掛計算書
				合計				
10	3.保全改修基本計画 2) 保全改修電気設備方針検討	一式		技師 C		2.3		策定歩掛計算書
				合計				
11	3.保全改修基本計画 3) 保全改修機械設備方針検討	一式		技師 C		2.3		策定歩掛計算書
				合計				
12	3.保全改修基本計画 4) 保全計画見直し計画再策定	一式		技師 C		2.3		策定歩掛計算書
				合計				
13	4.成果報告書作成	一式		技師 C		2.9		策定歩掛計算書
				合計				
14	特別経費 1) 調査費	一式		下見板取外し・復旧				特別経費計算書
				梯子損料				
				梯子運搬費				
				安全対策費				
				消耗品				
				小計				
				再計				
15	特別経費 2) 旅費交通費	一式		交通費				特別経費計算書
				合計				